

検討課題（第 2 回検討会関係）

角田 雄彦
平子 裕志
両角 亜希子

1. 私立大学の経営を取り巻く状況について

(1) 現状認識

中央教育審議会の答申でも指摘されているように、2040 年の大学進学者数が現在と比べて 3 割近くも大幅に減少すると見込まれている。この場合、私立大学は学生納付金が主な収入であるため、私立大学全体の収入も約 3 割、すなわち約 1 兆円減少すると推測される。このため、2040 年に、現在ある法人の全てが存続することはありません。しかしながら、現時点においても 4 年制の私立大学の入学定員数は増加傾向にあり、また新たに設置された学部等の約 3 割が完成年度時点で 7 割未満の定員充足状況となっている。

大学の経営の現状は、日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）の経営判断指標に基づく分析（2023 年度決算ベース）では、「自力再生が極めて困難な状態（レッドゾーン：D3～D1）」に分類された学校法人は 17 法人（3.0%）、「経営困難状態（イエローゾーン：C3～B1）」に分類された学校法人は 119 法人（20.9%）となっている。また、文部科学省が経営指導を行っている学校法人の数は 2025 年度で 42 法人となっている。今後も、少子化の進展とともに、経営状況は更に厳しくなっていくことが予想される。このような中、学校法人の撤退や合併に関するルールが存在せず、今後のルール作りや支援の強化が求められるほか、私学団体においても、来たるべき変化への適応に向けて新たな取組を検討していくことが求められる。

一方、私立大学はそれぞれ建学の精神に基づき、独自の特色ある教育を行っているが、その教育研究の内容は、社会の変化に対応しながら、建学の精神を基盤としつつも、その自主性・自律性の強みを生かして、変化を積み重ねてきており、その中には、例えば、109 の私立大学が理系分野へ転換するなど、社会の変化に大胆に対応しようとしている大学もあり、このような変革の取組がより一層進むようにすべきである。高等教育の規模が大学進学者数の減少傾向と合致する観点からは、スクラップ・アンド・ビルドによる新たな学問分野への転換のための学部設置など新陳代謝を図っていくことは必要であるものの、設置認可を厳格化することが必要である。

また、このような厳しい状況においては、国民の税負担を原資とする私学助成の教育投資効果等に対する社会の関心も高まっており、透明性や公共性を一層高めていくことが求められる。特に、経営危機に瀕した私立大学等の延命のためだけに用いられることはあってはならず、教育研究の成果を持続的に社会に還元できる大学

等に適切に配分されるようにすることが不可欠である。

（２）具体的な施策の方向性

現在は、私学事業団による経営相談、文部科学省による経営指導等を通じた再生・経営改善を目指す取組や、経営改善が見込まれない法人に対しては、文部科学省から経営判断を求める通知を発出するといった仕組みがある。

上記の状況を踏まえると、私立学校の自主性を尊重する姿勢は維持しつつも、今後は、経営改善に向けた経営相談・経営指導をより一層強化することに加え、学校法人の早期経営判断や連携・合併及び撤退に向けた支援、撤退により学生・卒業生が不利益を被ることが生じないような仕組みなど、様々な備えを用意しておく必要がある。

その際、国公立大学の自律的行動を第一義としつつも、2040年までの今後の15年間程度について、この期間を区切り、改革の時間軸を明確化した上で、大学も国も取組を進めるべきである。具体的には、直近の5年間で、国において、社会の人材ニーズに合致した規模の適正化と質の向上を計画し実行する大学を重点的に支援する等の仕組みの整備を進め、その間に、大学の自律的改革の徹底が進められ、急激な大学進学者の減少が始まる前に体制を整えるようにする等、計画的・体系的に対策を講じていく必要がある。

2. 今後検討すべき具体的な施策について

（１）経営指導の強化等

- 学校法人の経営状況の評価指標を再検討し、評価段階に応じた体系的な経営改革のシステムを構築すべきではないか。

経営改革システムの例：

- ・ 資金ショートリスクが一定段階に至った学校法人における経営改革計画の策定及び文部科学省・私学事業団による進捗状況管理（教育研究成果を持続的に創出できる私立大学等への配分の観点から、同計画の策定を私学助成の前提とし、進捗状況を反映する等）
- ・ 資金ショートリスクが極めて高い学校法人への指導強化（縮小・撤退等の勧告、対応状況の公表等）
- 経営が困難になる学校法人の増加に備え、経営改革システムの実効性を担保するための文部科学省・私学事業団の指導・助言機能の強化、指導対象法人の拡大が必要ではないか。
- 学校法人の経営力を強化するため、学校法人の経営方針や経営状況を踏まえた資産運用などによる財源の多様化が必要ではないか。
- 私立学校の自主性を尊重しつつも、文部科学省・私学事業団による指導が学校法人の経営判断に効率的に活用されるように、必要に応じ、学校法人に対し、組織経営や行政管理に通じた弁護士など、指導内容を十分に咀嚼して執行できる専門家を学校法人の学外理事等として起用するように積極的に促すことも必要で

はないか。

(2) 学校法人間の連携・合併に向けた支援

- 収容定員充足率5割未満の大学の学部・短大の学科（以下「学部等」という。）を設置する学校法人を吸収合併した場合、また、これらの学部等を譲り受けた場合に、学部等の設置認可申請が認可されない現行の取扱いを改める必要があるのではないか。
- 今後、様々な形で学校法人の連携や合併が進む中では、経営が悪化した学校法人に対し、別の学校法人が寄付をした上で経営に関与する事例も生じ得る。学校法人が学校法人に寄付する場合の規制について一定の要件の下で緩和すべきではないか。
- 学校法人間の連携・合併や寄付による経営への関与が推進される際には、対象法人のデューデリジェンスが必要となり、そこでは、会計書類を資料として財務状況を把握できることのみならず、組織運営におけるガバナンスの適正度とコンプライアンスの遵守度が把握できることも重要となることからすれば、学校法人において、組織内ガバナンスとコンプライアンスを向上させ、その体制を可視化させることにも長じた専門家を学外理事等として起用するように積極的に促すことも必要ではないか。

(3) 円滑な撤退に向けた支援

- 一定の支援にもかかわらず経営改善が見込まれない場合には撤退となる。在学生を卒業させる余力があるうちの撤退を促すべく、円滑な撤退に向けた支援が必要ではないか。

例：

- ・ 撤退支援に関するハンドブック作成及び撤退の目安の提示
 - ・ 撤退に向けた伴走支援のため、私学事業団に専門家チームを準備
 - ・ 速やかな撤退を判断することが真の経営者であるとの意識の涵養
 - ・ 民間事業者団体において、必要に応じて学校法人の合併等の行動規範指針が策定されるよう、官民連携を推進する
- 学校法人の設置する部門の廃止認可申請について、認可までに時間を要することが縮小・撤退する法人には負担となっていることを踏まえ、審査の迅速化等の工夫を行ってはどうか。

(4) 学生又は卒業生の不利益を最小限にする取組

- 学生が進学先を選択する際、進学先の教育内容や就職状況に加えて、経営状況も加味して選択するような意識を持つよう、働きかける必要があるのではないか。
また、学生が学校法人の公表情報からその経営状況を効率的に把握できるよう、学校法人に対し、公表する事業報告書やこれに依拠した学校紹介において、人件費比率、教育研究活動費比率等の重要な指標に基づいた経営状況に関する自己評価を分かりやすく積極的に発信するよう促す必要があるのではないか。

例：

- ・学校法人が公表する計算書類や事業報告書の見るべきポイントの紹介
- 学校法人が解散した際の学籍簿管理が大きな課題である。学校法人自らの責任において対応できない場合に備え、私学事業団が、文部科学省や私学団体と連携しながら、解散した学校法人の学籍簿を引き取って管理し、証明書発行業務に対応していくことが必要ではないか。
- 解散した法人の学籍簿情報の引継ぎが適正かつ効率的になされるために、現存する学校法人における学籍簿管理について、必要に応じ補助金等の配分に反映するなどして、デジタル化を推進し、証明書の電子交付も可能とするシステム構築を積極的に促進することも必要ではないか。

※ このほか、今後の学校法人の経営に関し、検討すべき取組があるか。

※ このような経営に関する具体的取組と併せて、第1回検討会議で議論された、地域で真に必要な教育を行い、地域における存在感を発揮している私立大学や私立短期大学に対して重点的に支援することを行うべきである。